

Title	横浜経済界の公職追放と戦後経済復興： 横浜・神戸両商工会議所の比較を通じて
Sub Title	Local purge and economic recovery in Yokohama after World War II
Author	木村, 昌人(Kimura, Masato)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.1 (1998. 1) ,p.277- 298
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小田英郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980128-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

横浜経済界の公職追放と戦後経済復興

——横浜・神戸両商工会議所の比較を通じて——

木 村 昌 人

- 一 はじめに
- 二 地方パージと指導者交代のパターン
- 三 戦後経済復興への影響
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、横浜・神戸両商工会議所の比較を通じて、公職追放（パージ）、とくに地方パージが①横浜経済界の指導者交代に与えた影響と②それが横浜市の戦後経済復興へもたらした影響を考察するものである。

公職追放は、占領期研究のなかで唯一とり残された未開拓の分野であったが、近年、石橋湛山、鳩山一郎、平野力三など大物政治家のパージの実証研究が進展した。⁽¹⁾だが、地方パージや経済パージの研究はほとんど手つか

ずの状態にある。その理由は、当事者やその家族がパージについてあまりふれたがらないことと、その点とも関連するが、パージに関する公開資料自体が少ないことである。だが、ようやく地方パージの実態にも焦点が当てられてきた。⁽²⁾

本稿では地方パージが横浜経済界の指導者交代に与えた影響を探ることにする。それは公職追放研究はいわゆる戦前・戦中・戦後の連続性と非連続性を考えるうえで、貴重なデータを提供するように思われるからである。従来昭和期を考える際には国内、国外を問わず戦前・戦中と戦後をどちらかという「断絶」的にとらえる見方が一般的であった。しかしながら近年、連続性を強調する研究業績が次々と発表されるようになった。たとえば戦後の政官財の關係は、一九四〇年代の国家総動員体制のなかで形成され、米国の占領政策によって制度改革やパージを受けても基本的には変化はなかったとする考え方である。また法曹界など追放がほとんど及ばなかった分野においては、戦中の人材の大多数が、戦後社会においても中心的な役割を果たしたと考えられるのである。⁽³⁾

こうした研究を通じて、公職追放が戦後日本の指導者交代に果たした役割についても、より多くのケースを調査し、緻密な検討を加える必要があることが改めて明らかになったといえよう。しかし実際にパージのケーススタディを行なうとなると、公職追放者の該当者数は一〇万人を超え、すべてのケースを検証することは不可能に近い。そこで筆者はまず全国五五カ所の商工会議所会頭に焦点をあて、事例研究を行った。⁽⁴⁾

分析対象として商工会議所に注目する理由は二点ある。まず第一に、地方パージの適否審査の対象となった五都市すべてに商工会議所が存在し、比較検討する場合の共通性が得られることである。⁽⁵⁾ 第二により重要な理由であるが、商工会議所が地方経済界のみならず、地方の政官財界に大きな影響力を持つ人物、かつ名望家が会頭になっているからである。⁽⁶⁾ 商工会議所は、明治初年渋沢栄一が中心となり創設した東京商法会議所に端を発する。民間経済界の情報交換・政府への要望・海外の経済界との交流などを目的として作られた経済団体である。大正

時代に日本工業倶楽部や日本経済連盟会が誕生するまでは、日本の経済界の中心的存在であったが、昭和期に入ると地方経済界の中核としての役割の方が重要になってきた。そのため各商工会議所の歴代会頭は当該地方において経済界のみならず、政官界に大きな影響を有する実力者が就任した。横浜の会議所では、歴代会頭に大谷嘉兵衛・井坂孝など横浜政財界の実力者が就任し、横浜市政治・経済に大きな影響を与えてきたのである。一方神戸においても瀧川辨三・松方幸次郎など横浜と同様に大物実力者が会議所会頭を務めてきた。

次に本稿では、こうした公職追放による商工会議所首脳の交代が、横浜の戦後経済復興にどのような影響を与えたかを考える。終戦後の横浜の経済復興については、すでに数多くの研究があるが、公職追放さらには指導者交代という観点から戦後経済復興を分析したものは少ない。しかし、終戦後から講和独立に至る昭和二〇年代（一九四五～五四）は、日本近代史上まさしく激動の時代であったことと、加えて横浜が空襲による破壊と米軍による市街地と港湾施設の接収という、日本のなかでも占領の影響をもっとも大きくうけた都市の一つであることを考えれば、指導者の果たす役割やその交代が及ぼす影響は予想以上に大きいと思われる。本稿では、以上の問題意識に立って、分析を加えていく。

その際、神戸との比較の視点をとり入れる。地方都市の戦後復興を考える際には、第一に都市内部の動向が分析されなければならないが、他都市、特に同じような機能を持った都市との比較の視点は重要であろう。日本の二大貿易港として神戸は横浜とよく比較されるが、戦後復興期における横浜経済界の動きをより客観的に分析できると思われる。

二 地方ページと指導者交代のパターン

筆者が全国五五都市の商工会議所会頭交代におけるページの影響を調査した結果、五五のケースを大胆に分類すると、次の四つのパターンがあることが明らかになった。すなわち①公職追放により会頭が交代し、その後追放者が会頭に復帰しないパターン、②公職追放により会頭が一度は交代するが、その後追放者が会頭職に復帰するパターン、③公職追放の該当者は無いが、会頭の交代が行なわれ、実質的な世代交代が進むパターン、④公職追放の該当者は無く、会頭の交代も行なわれず、名実共に変化がないパターンである。

こうした分析から明らかになったのは、地方ページが指導者交代に与えた影響は地域差が大きいということであろう。④のパターンのように公職追放の該当者もなく、世代交代もまったくない例があり、地方ページが地方経済界の指導者を一新させたとはとても断定できない結果となった。このため地方ページの指導者交代への影響に関してはより多くの検証が必要と考えられる。

(1) 横浜のケース

それでは横浜商工会議所の場合ほどのケースにあてはまるのであろうか。横浜商工会議所は一九四三年に神奈川県商工経済会として戦時経済下の国家総動員体制の一翼をなうことになるが、商工経済会の会長には平沼三が就任した。平沼は一八七九(明治一二)年に横浜で生まれた。慶應義塾大学理財学科卒業後、一九三二年のロサンゼルス、一九三六年のベルリン両オリンピックの日本選手団団長をつとめ、スポーツ界の国際的指導者となった。政治面では、一九〇八年九月に神奈川県会議員に当選後、横浜市議会、衆議院、貴族院各議員を歴任した。また経済界では、一九一一年に古河電気工業監査役に就任したのを始め、キリンビール、第一ホテル、横浜

ゴムなどの重役を兼務していた。このように平沼は、スポーツ界を中心に横浜だけでなく中央の政財界にも顔の広い人物であった。⁽⁸⁾

終戦後、GHQの指令により商工経済会が解散させられ、商工会議所として再出発する際にも、平沼はその会頭に選ばれた。しかし公職追放令の影響で一九四六年一月二六日に平沼と原良三郎の正副会頭がD項該当者(大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会とその関係団体の重要人物)として追放された。⁽⁹⁾このため野村洋三(ホテル・ニュージャランド社長)が会頭に、柳沢鉦三(横浜興信銀行頭取)が副会頭に急遽選出された。一九五〇年になり公職追放令の解除とともに、平沼は再び会頭へ、また原は副会頭に復帰した。その後数ヶ月で平沼は横浜市長選挙に出馬し当選したため、原が会頭に就任することになったのである。

こうした経緯から考えると、横浜のケースは、ケース②に該当するといえる。すなわち、東京の藤山愛一郎や千葉、尼崎、長崎などと同じく、公職追放された平沼、原が追放解除後、会頭に復帰したパターンである。

(2) 神戸のケース

次に神戸商工会議所について公職追放の状況を見ていこう。⁽¹⁰⁾神戸では兵庫県商工経済会の菊地吉藏会頭の呼びかけで一九四六年八月月上旬に新神戸商工会議所の設立手続きを行なった。同年九月設立と同時に、評議員は会頭に菊地吉藏、副会頭に牛尾健治および宮崎彦一郎、常務理事に福本義亮を選任した。宮崎以外は、商工経済会時代と同じ顔ぶれであった。しかしGHQの公職追放令により、一九四七年二月に牛尾が、また翌四八年一月に菊地と福本が辞任した。このため後任の会頭には宮崎が、また副会頭には瀧川清一、竹馬清作、常務理事には小寺巖が就任した。宮崎は、一八八八年生まれで会頭就任当時五九才であった。彼は東亜同文書院卒業後に伊藤忠商事神戸支店に勤務し、その後大同貿易専務、交易営団理事を歴任していた。会頭に就任した宮崎は、一九五〇年

の「商工会議所法」制定後も、さらに菊地・牛尾・福本が公職追放を解除された後も会頭を続けたのである。

以上の経緯から考えると、神戸のケースはパターン①に含まれる。すなわち、大阪商工会議所の杉道助などと同様に、宮崎彦一郎が追放者に代り会頭に就任した。一九四七から五五年までの長期間にわたり会頭を務め、追放該当者の菊地および牛尾は、追放解除後も商工会議所には復帰しなかったのである。

三 戦後経済復興への影響

こうした地方パージは、横浜の戦後経済復興にどのような影響を与えたのであろうか。

(1) 敗戦後の横浜

敗戦後まもない一九四五年一〇月、神奈川県商工経済会は、統制経済体制から脱して経済界本来の自主的活動を復活させるため、過去の商工経済法を撤廃し、商工会議所(仮称)を設立した。続いて横浜復興を促進するため、横浜経済界の中心となる各界有力者を委員とする横浜市復興会が設立され、会長には県商工経済会会長の平沼亮三が就任した。副会長には外交官の西春彦が選ばれた。¹¹⁾ 横浜市復興会は翌四六年三月、幣原首相、吉田外相、小笠原商相を県商工経済会に招致し、国際都市として横浜を復興させることについて懇談した。出席者は横浜市復興会や横浜経済界の主要メンバー約五〇名であった。¹²⁾

同年一〇月になり横浜商工会議所の創立総会が行なわれた。戦前の商工会議所とは異なり、英米系の会議所に変わったため、会員は強制加入ではなくなったが、加入会員は個人三〇八、商社二八一、団体五九、合計六四八にのぼった。平沼亮三は常議員会で会頭に、原良三郎と李家孝(三菱横浜造船所所長)が副会頭に選ばれたのであ

る。こうして横濱商工会議所が横濱経済復興の中核となる体制が整った。⁽¹³⁾

横濱商工会議所が再建された一九四六年、政府は経済安定本部および物価庁を設置して八月二日、日本経済の再建・復興のために積極的な諸処置を採用し始めた。戦後の日本経済は、資本・設備の消失と海外市場の喪失とによって生産再開への見通しも全くつかなかった。膨大な復員・解雇手当の支出と都市銀行に対する日銀の無制限な貸出とに起因するインフレーションの激化や、凶作、外地米の輸入廃絶、国内人口の急増にともなう食料飢饉などによって混乱と低迷を続けていた。例えば一九三五〜三六年に基準（二〇〇）にして考えると、小売物価指数は一九四五年九月に三六七・八、四六年二月に七六六・六という急騰ぶりを示している。他方、総合生産指数は終戦時の八・七から四六年三月の一八・八へと極めてわずかしか上昇していない。むしろ、生産は停滞状態であつたといえよう。⁽¹⁴⁾

一方で、四六〜四八年は、積極的インフレ政策と米国の対日援助の積極化とを軸にして生産再開への努力が払われた時期でもあつた。こうした動向のなかで、横濱商工会議所も横濱経済の復興のために積極的な活動を開始したのである。その活動は多方面にわたるが、当時の横濱にとって最大の課題は、民間貿易の復活と港湾施設の返還であつた。「横濱は幽霊の町のようなだった」とマッカーサーがその回想記の中で語つたように、市内は焼野原と化していた。さらに米第八軍司令部が設置された市内中心地では、税関ビル、日本郵船ビルなどを含む港湾施設のほとんどが接収されて⁽¹⁵⁾いた。

横濱における貿易は、四六年より連合軍司令部と貿易庁による管理貿易として再出発していたが、四七年の八月より取引許可総額が大幅に引上げられ、輸入許可制という一定の制限内においてはあつたが、民間貿易が再開されることになった。しかし、輸入が許可されるのは、「①占領軍の疾病防止・社会不安の防止に必要な輸入、②占領目的の達成に必要な輸入、③日本政府の必要とするその他の輸入」⁽¹⁶⁾などに限られた。輸入資金の制約な

どもあつて、実際には輸出入ともに伸びず、一九三〇〜三四年を基準にして、輸入約二七%、輸出約九・八%、回復したに止まった。そこで、商工会議所は、貿易復興のために日本商工会議所との共催で、一九四七、四八、四九年の三回にわたつて全国貿易業者大会を横浜に開き、各地の意見をとりまとめて、関係当局への建議陳情を行なつた。⁽¹⁷⁾ 例えば、四八年の第二回大会では、「①日本貿易振興のために国際親善を増進すること、②貿易庁の民主化をはかり、民間の自主貿易を確立するよう努力すること、③海外におけるクレーム裁定機関の設置、④貿易金融の円滑化、⑤輸出品の原料・資材を製造業者に公で優先配給すること、⑥民間外資導入の受入れ態勢を整備促進すること」⁽¹⁸⁾などを決議し、横浜商工会議所が実行委員となつて、この決議の実現に努力した。その他、県・市・貿易協会と共同して、横浜貿易館を開設したり、貿易代表団横浜接待本部を設置して、バイヤーの招致態勢を整えた。さらに輸出品生産地との連繫を緊密にするため東北・北陸・関東の諸県で貿易懇談会を開催して全国農村工業品輸出振興会の設立に尽力した。⁽¹⁹⁾

(2) 地方パージの実施

こうした貿易振興を図る間、一九四六年一月に地方パージの発令により、第二次公職追放が全国的に実施された。この政府声明は横浜市の指導層に深刻な影響を与えた。公職の範囲は地方議会の議員、市町村長から部落会長にまで広がった。また追放該当者も広範囲となり、D項では六大都市の大政翼賛会・翼賛政治会・大日本政治会翼賛青年団などの県支部の有力者にまで拡大された。半井清横浜市長も追放該当者になり、一月に内務省へ辞表を提出した。

経済界では、商工会議所の平沼会頭と原副会頭が追放となり、横浜商工会議所は陣容の建直しをせまられた。常議員会で新会頭に野村洋三が、副会頭には柳沢敏三（興信銀行頭取）⁽²⁰⁾が選出された。野村は一八七〇（明治三

年岐阜県に生まれ、東京専門学校を卒業後、その英語力を買われ、製茶会社に勤務し欧米を往復した。一八九四年古美術を扱うサムライ商会を設立し活躍したが、一九二六年ホテル・ニューグランドが創設されると取締役に就任した。一九三〇年代は汎太平洋貿易会議に横浜商工会議所代表として参加するなど、国際派の財界人として活躍した。野村は会頭就任時すでに七六才で、平沼より一世代上の人物であった。

追放中の平沼・原の行動については必ずしも明らかでない。平沼の場合は、大日本体育会が公職団体に指定され、かつ翼賛荘年団の支部長であったため、パージに指名された。以後平沼は自邸にこもり、盆栽などを愉しみながら悠々自適の生活を送っていたが、その自邸もGHQの将校宿舍として接収されてしまい、子息七郎の家に同居することとなった。その後は日本画と書道をたしなんでいたものの、退屈をもてあましていたといわれている。しかし、民間団体の長として活動を行っていた形跡がある。例えば平沼は市復興会会長の地位にとどまり活動を続けていたし、原は貿易協会会長を務めるとともに、同年一二月会議所内で開催された横浜工業倶楽部臨時總會で同倶楽部の副会長に選ばれている²¹。

追放中の平沼や原の行動を考える上で重要な事例が、次に述べる横浜を自由港区にするという自由港区設置問題である。

(3) 自由港設置をめぐる

当時日本の経済復興が軌道にのらない主要な要因の一つとして、生産資本の不足が指摘されていたが、その解決策として、政府は外国資本の導入を企図した。とくに、一九四八年三月に成立した芦田内閣は、その経済政策の重心を、外国資本の受入態勢の整備と外資導入に基づく長期的な経済復興計画の実施とに置いた。自由港区の問題は、こうした外資導入による経済復興政策の一環として提起されたわけである。すなわち、経済復興のため

という全体的な観点から貿易を振興するためには、同時に輸出品製造工業の発展も考えなければならぬ。しかし、当時の貿易は、もっぱら「原材料輸入↓加工↓国内市場」という形態のため、輸出総額が輸入総額の三四％という過度の入超を示していた。この入超は輸入総額の五〇％前後を占めていた食糧品によるものであった。加えて、入超額のほとんどはガリオアおよびエロア資金によって支払われ、日本の実質的な経済力を前提にするものではなかった。そのため政府はこうした事態から脱却するために、まず外資導入によって日本の工業生産力を回復し、その後「原材料輸入↓加工↓製造品輸出」という形態へ貿易経済の基礎を転換するという政策をとることになった。⁽²²⁾

こうした動向を反映して、横浜の場合には、もつと積極的に、ハンブルグやコペンハーゲンなどでみられるような自由港区を設定して、その地区内では輸出品製造業・外国企業の自由設立・自由貿易を認める制度を採用するべきであるという要求が強まってきた。そもそも横浜港を自由港区にする提案がなされたのは一九一五（大正四）年にさかのぼる。パナマ運河の開通と第一次大戦により東洋市場は飛躍的に発展すると考えられ、これに対応するため、横浜商業会議所は、「自由港と横浜」と題する報告書を月報に掲載し、横浜経済界の注目を集めた。⁽²³⁾ それ以来、関東大震災の復興時、東京港築港が決定した際など、たびたび自由港問題は論議されてきたが、第二次大戦前に自由港区を実現することはできなかった。敗戦後自由港区制度の導入によって、加工貿易を振興し横浜経済の復興を実現しようとする議論が再燃したわけである。⁽²⁴⁾

四七年六月になるといよいよ自由港問題が市復興会・貿易協会・商工会議所・工業倶楽部四団体の横浜港自由港問題委員会で具体的協議に入った。⁽²⁵⁾ さらに同年一月には先に述べたように外国企業の導入を図る運動が横浜商工会議所や貿易業者の間で沸き上がってきた。⁽²⁶⁾ こうした事情にもとづいて、横浜商工会議所は、同年二月五日付をもって次のような陳情書を石河横浜市長、藤野助役などを通して、政府関係当局へ提出した。

自由港区設置に関する陳情書

平和回復後の日本経済の復興は工業の発展と貿易の伸張に俟つ所最も大であります。就中、加工貿易の興隆に重点を置くべきは論議の余地がありません。然るに敗戦後の日本は、国内工業資源がいよいよ窮迫した結果、多種・多量の海外資源を輸入し、これを加工工業に廻す方法を取らねば加工貿易の発展は望めないであります。従つて海外資源の輸入促進並に確保の問題は頗る重要であります。従来、保税倉庫及び保税工場制度では不便にして現状に適せざる点多く、更に広範なる輸入確保の道を図る要があります。

この為には国内の一定区域を制して自由港区を設置し、この区域を関税区域外とし、一切の関税を免除した外国為替管理制度の埒外に置き、輸入を促進すると共に区域内の業者に対しては、保税貨物の蔵置・改装・仕訳・手入・加工・製造及び再輸出の自由を認める制度を創設して加工貿易の振興を図る要があります。また、平和回復後に於ては海外の産業、就中米国内地進出を予測されるが、日本経済の復興にはこれ等の進出企業と提携する必要があるが、この海外企業の進出に対しても自由港区の如き特殊地域を設定し、積極的に誘致する受入態勢を整へることが、彼我相互に最も有利なりと確信します。

日本経済が平和回復後、国際経済に介入する場合、その関連性並びに依存度は明かに米国を第一とし、彼我経済の関連を緊密に持続することが日本経済復興の鍵であります。この米国に対し我が国に於て地理的にもまた経済の関連性に於ても最も近接して重要な立場にあるものは横浜市の外にありません。この横浜市に特殊地域たる自由港区を設けることは最も理想的にしてまた現実の効果を期待し得るのであります。特に横浜港には、自由港区の設定に当り、脱税・密輸入防止の見地より嚴重に関税線を確保すべき境界壁を運河・河川及道路等により判然と區別し得る臨海工業地帯があります。

添付図(省略)の如く恵比寿町・室町・大里町及末広町一丁目の地域約九三坪は理想的候補地であります。しかもこの地域は必要に応じ伸縮自在なるのみならず、また新に埋立造築を可能とする水域を有しております。横浜市は過激な

る戦災の被害と終戦後連合軍大部隊の進駐の影響によりその経済復興は他都市に比して著しく遅延しております。この経済復興の遅延は敗戦に伴う国家的犠牲を横浜市が不当に負担している結果に外なりません。即ち全国民が平等に負担すべき犠牲を横浜市が一方的に負担していると共に、また他面、全国民が恩恵に浴しつつある食料その他の生活必需品の輸入に対しては、その大部分を陸揚配分するの重大任務を遂行しているであります。右の如く横浜市は国家的最大の負担と重大な任務を併課されつつある特殊なる立場にあり、その結果、経済復興に重大なる障害を及ぼしている事情を政府は十分に認識せられその復興策に対しては特別の施設を許容され度いのであります。その一方策として横浜市に前述の自由港区を設置せられ、加工貿易の振興を通して横浜市の経済復興と共に日本経済の再建に資せられんことを切望する次第であります。⁽²⁷⁾

以上のような自由港区の設置要求は、横浜商工会議所会頭 野村洋三、横浜貿易協会会長 原良三郎、横浜工業倶楽部理事長 太田玄十二、横浜市復興会会長 平沼亮三の連名で発表された。そのねらいは、「横浜貿易を連合軍最高指令部と貿易庁とによる管理統制から解放しよう⁽²⁸⁾」とするものであった。当時の事情では自由港区の設置要求は、実現不可能なままに立ち消えの状態になっていた。一九四八年半ばころより、バイヤーの入国制限撤廃、外国商社・支店の設置許可、外国貿易業者との直接取引の容認など、一連の制限が緩和され、民間貿易が急速に進展し始めた。占領初期に設立された貿易庁の廃止が議論されるようになると、自由港区の問題が再び各方面でとりあげられるようになったわけである。とくに一九四九年春ごろより、一般的な過剰生産により西欧諸国が貿易不振に陥いると、不況の打開策として真剣に自由港区の設置要求が検討されるようになった。その後、朝鮮戦争の勃発により貿易が活発化したため、この要求は次第に立消えていった。このように、横浜における自由港区の問題は、大正期以来貿易業の不況期ごとに、その振興を図る根本的な対策として、繰り返し検討されてきた。四七年九月から四八年二月にかけてもそのための専門委員会が設置されたが、結局実現せずに終わった。

しかしその過程で追放中の平沼や原は陳情活動まで行なっていたのである。

自由港区設置のみでなく、貿易博覧会等数多くの貿易振興策は、横濱商工会議所のみならず横濱貿易協会や横濱市復興会も協力して活動を行っていた。この点は地方パージの影響という観点から考えると実に興味深い。つまり、平沼は横濱市復興会、原は横濱貿易協会のそれぞれ会長に就任している。商工会議所会頭という公職からは離れたものの、政官財界に太いパイプを持つ平沼と原は、戦前より自由港区設置に関心を持っていたため、追放中もずっと民間団体の長として戦後経済復興の推進者となっていたことがわかるのである。自由港区問題以外でも追放中の平沼や原の行動をうかがえる事例は何点かあげられる。例えば原は貿易協会を通じてGHQから貿易再開を知らされると、積極的に貿易振興のための準備を始めた。貿易業者のためにオフィス街を建設する計画を企画したり、貿易業者の育成のため夏季貿易大学を開くなどの活動を行なった。また一九四九年三月からの横濱貿易博覧会の開催にあたり、市や商工会議所・横濱市復興会とともに貿易協会も支援した。⁽²⁹⁾

経済界以外でも、二人は活動している。例えば平沼は横濱市復興会にて一五名からなる教育制度特別委員会を設け、横濱での総合大学設置問題などにかかわっている。⁽³⁰⁾

このように商工会議所会頭から引退したものの、他の経済団体の長になったケースは他の都市にも見られる。たとえば大阪である。⁽³¹⁾大阪では一九四三年商工経済会会頭になった関桂三と一九四六年九月に会頭になった田島正雄の二人がともに公職追放となった。関はE項（東洋拓殖の役員）、田島はG項（大阪商船専務）に該当した。この結果、一九四一年以来副会頭になっていた杉道助が、四六年一二月田島の後を継いで会頭に就任、六〇年まで一四年間会頭職を務め、復興期の大阪商工会議所を牽引した。

関は戦争責任者として会頭の地位を退いたが、戦後の混乱期に大阪財界がバラバラで意見がまとまらず、経済復興にも支障が生じているのを痛感し、一九四六年に関西経済連合公会（略称関経連）を設立し、その会長に就任

した。しかし、これも在任わずか四ヶ月でGHQの追放令の適用をうけた。その後一九五〇年追放解除となり、翌五年間は関経連会長に帰任咲き、関西財界をリードした。一方、田島正雄は、関のパージ指定後、一五代会頭に就任したが、一九四六年一二月公職追放となり、わずか三ヶ月で会頭を辞任した。しかし追放解除後は、日本国際見本市委員会理事長や貿易団体役員を歴任した。

大阪の事例からもわかるように、公職追放により商工会議所会頭には復帰しないものの別の経済団体の長になつており、地方経済界への影響力は十分残つていたと考える必要があると思われる。

(4) 戦後の横浜貿易

次に神戸との比較を行なっていくが、その前に戦後横浜貿易の趨性を、戦後全国主要港輸出入額比較表(表1)にもとづいて検討してみよう。まず、輸出・輸入の両面を通じて、横浜港は戦前と同様に神戸港に次ぐ第二位を占め、戦後日本貿易の重要な一翼をになつてきたが、より詳細に検討してみると、神戸港と横浜港との間には戦後相当大きな差が生じている。例えば、輸出では、戦前における横浜港の輸出総額は神戸港のその約七割弱を占めていたが、戦後には、一九五〇年で五割に満たないような状態になつていた。つまり、「戦後は、神戸港の地位が強化されてきたのに対し、横浜港の場合には相対的に低下している⁽³²⁾」といえる。第二に、輸入貿易に関してみれば、一九四六〜四九年の連合軍総司令部と貿易庁とによるいわゆる「管理貿易」時代には、横浜港が行政中心地に近いという地の利を生かして神戸港をおさえ第一位を占めていた。しかし、民間自由貿易の再開と共に逆転し、一九五〇年以降再び神戸港が首位を回復した。とくに、この一九五〇年度は全般的に輸入の減少がみられた。横浜港では一九四九年度の輸入額と比較して二一・四%の減少を示した。しかし神戸港は逆に五二・四%の増加を示していた。したがって、この点からも、神戸港の急速な復興ぶりに比べて、横浜港の復興がいかに

表1 戦後全国主要港輸出入額比較表 (横浜税関圏)

単位：億円 ()内はパーセント

年次	1934～ 36年平均		1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
	港別											
輸 入	横 浜	5.9 (24)	7 (31)	13 (13)	152 (29)	364 (21)	659 (22)	931 (19)	1,032 (23)	943 (21)	1,070 (18)	1,453 (20)
	神 戸	8.7 (36)	11 (48)	38 (38)	182 (35)	761 (45)	1,386 (47)	2,355 (48)	1,860 (41)	2,177 (47)	2,476 (42)	3,034 (42)
	大 阪	6.2 (26)	1 (4)	21 (21)	77 (15)	284 (17)	392 (13)	803 (16)	633 (14)	593 (13)	737 (13)	648 (9)
	名 古 屋	1.3 (5)	—	3 (3)	38 (7)	138 (8)	166 (6)	276 (6)	279 (6)	258 (6)	442 (8)	499 (7)
	そ の 他	2.4 (9)	4 (17)	27 (25)	71 (14)	146 (9)	377 (12)	548 (11)	781 (16)	614 (13)	1,140 (19)	1,602 (22)
	全 国	24.5 (100)	23 (100)	102 (100)	520 (100)	1,693 (100)	2,980 (100)	4,913 (100)	4,585 (100)	4,585 (100)	5,865 (100)	7,236 (100)
	横 浜	6.1 (25)	7 (18)	64 (32)	171 (28)	849 (30)	646 (19)	1,432 (20)	1,611 (23)	2,116 (24)	2,075 (24)	1,561 (18)
	神 戸	8.6 (34)	8 (19)	42 (21)	157 (26)	824 (29)	1,256 (38)	2,574 (35)	2,254 (31)	2,218 (26)	2,079 (24)	2,070 (23)
	大 阪	5.5 (22)	2 (5)	1 (1)	20 (3)	142 (5)	314 (9)	900 (12)	830 (13)	867 (10)	859 (10)	870 (10)
	名 古 屋	0.9 (4)	4 (11)	20 (10)	46 (7)	202 (7)	171 (5)	359 (5)	376 (6)	725 (8)	782 (9)	802 (9)
	そ の 他	3.9 (15)	20 (47)	75 (36)	209 (36)	828 (29)	954 (29)	2,094 (28)	2,228 (27)	2,748 (32)	2,845 (33)	3,614 (40)
	全 国	25.0 (100)	41 (100)	202 (100)	603 (100)	2,845 (100)	3,341 (100)	7,359 (100)	7,299 (100)	8,674 (100)	8,640 (100)	8,917 (100)
	輸 出	横 浜	5.9 (24)	7 (31)	13 (13)	152 (29)	364 (21)	659 (22)	931 (19)	1,032 (23)	943 (21)	1,070 (18)
神 戸		8.7 (36)	11 (48)	38 (38)	182 (35)	761 (45)	1,386 (47)	2,355 (48)	1,860 (41)	2,177 (47)	2,476 (42)	3,034 (42)
大 阪		6.2 (26)	1 (4)	21 (21)	77 (15)	284 (17)	392 (13)	803 (16)	633 (14)	593 (13)	737 (13)	648 (9)
名 古 屋		1.3 (5)	—	3 (3)	38 (7)	138 (8)	166 (6)	276 (6)	279 (6)	258 (6)	442 (8)	499 (7)
そ の 他		2.4 (9)	4 (17)	27 (25)	71 (14)	146 (9)	377 (12)	548 (11)	781 (16)	614 (13)	1,140 (19)	1,602 (22)
全 国		24.5 (100)	23 (100)	102 (100)	520 (100)	1,693 (100)	2,980 (100)	4,913 (100)	4,585 (100)	4,585 (100)	5,865 (100)	7,236 (100)
横 浜		6.1 (25)	7 (18)	64 (32)	171 (28)	849 (30)	646 (19)	1,432 (20)	1,611 (23)	2,116 (24)	2,075 (24)	1,561 (18)
神 戸		8.6 (34)	8 (19)	42 (21)	157 (26)	824 (29)	1,256 (38)	2,574 (35)	2,254 (31)	2,218 (26)	2,079 (24)	2,070 (23)
大 阪		5.5 (22)	2 (5)	1 (1)	20 (3)	142 (5)	314 (9)	900 (12)	830 (13)	867 (10)	859 (10)	870 (10)
名 古 屋		0.9 (4)	4 (11)	20 (10)	46 (7)	202 (7)	171 (5)	359 (5)	376 (6)	725 (8)	782 (9)	802 (9)
そ の 他		3.9 (15)	20 (47)	75 (36)	209 (36)	828 (29)	954 (29)	2,094 (28)	2,228 (27)	2,748 (32)	2,845 (33)	3,614 (40)
全 国		25.0 (100)	41 (100)	202 (100)	603 (100)	2,845 (100)	3,341 (100)	7,359 (100)	7,299 (100)	8,674 (100)	8,640 (100)	8,917 (100)

出典：横浜市大経済研究所『戦後横浜経済十年史』70頁より作成。

緩慢であったかがわかる⁽³⁵⁾。したがって横浜商工会議所は、神戸との格差が拡大することと、東京を始めとする他港に追いつかれることを憂慮したのである。

ところで、横浜貿易の復興がこのように遅れたのは、第一に「戦後日本貿易の基調が生糸を主力とする繊維類から鉄鋼へ転換したこと」、第二に「横浜港の港湾諸施設のほとんどが米軍に接収されていた」ためである⁽³⁴⁾。すなわち前者については、戦前日本の輸出入品のうち繊維品は五二%を占めていたが、戦後は激減し、一九五二年には三七%を占めるにすぎなくなつた。こうした繊維品輸出が激減した最大の理由は生糸貿易の衰退であつた。横浜港から積出される生糸だけでも戦前の約七分の一に減少してゐた。戦前の横浜貿易にとつて生糸は全輸出品のうち七五・三%を占めていたので、生糸の凋落は横浜貿易に致命的な影響を与えることになつた。しかも、生糸に代つて伸びてきた鉄鋼は、その輸出货量が急増したとはいえ、横浜貿易全体のうちでは一〇%内外を占めるにすぎなかつた。このため戦後の横浜貿易は、取引の中心となる決め手商品を欠いたため、復興への波に乗りきれなかつた⁽³⁵⁾。

また終戦と共に横浜港では九〇%以上の港湾諸施設が米軍によつて接収され、岸壁・棧橋・浮標への日本船舶の繋留はすべて米軍の支配・管理下におかれた。この横浜港の接収率は神戸・大阪・東京などの諸港とくらべて圧倒的に高率であつた。このため、日本船舶の繋留は米軍用船の繋留に支障をきたさないという条件でしか許可されず、日本船舶の横浜港への入港が著しく制限された。五三年中に埠頭に接岸できた船舶は、大棧橋で接岸希望船舶数の七四%、高島埠頭では七〇%、山内埠頭では七二%、浮標の八五%にすぎず、約三〇%近く船舶が入港しえない状態であつた。しかも、入港できた船舶も指定の繋留場所が空くまで港外で待機させられた。いわゆる「バース待ち」碇泊が多く、港湾諸施設⁽³⁶⁾の接収が存続する限り、横浜貿易の復興も大きな制約をうけたのである。こうした時に、朝鮮戦争が勃発し輸出貿易のブームが横浜へ流れ込んできた。いわゆる「朝鮮特需」の到来で

あった。特需ブームに乗って横濱貿易を復興させるためには、港湾施設の使用制限を緩和することが絶対に必要であった。このため、朝鮮戦争期の横濱商工会議所は平沼会頭の下で横濱港の解放（接收解除）要求を中心にして活動を展開することになった。具体的には米国のダレス特使が来日した際に、横濱商工会議所は一九五一年一月二六日港湾・土地・建物の接收解除に関する要望書を提出した⁽³⁷⁾。

(5) 神戸のケース

すでに述べたように、民間貿易の開始と同時に、日本一の取扱量を取り戻した神戸港にとっても、戦後経済復興にとつての最大の課題は、連合軍より返還された港湾施設を中心にしていかにして神戸経済を復興させ、国際港湾都市として発展させるかであった。

一九四七年にGHQは神戸、横浜など接收解除後の港湾管理をどのように行なうかを日本政府に検討するように命じた。これをうけて、地方自治を建前とする港湾行政を行う方向へ進んできたが、神戸では、港湾管理をめぐって兵庫県と神戸市が対立した。このため神戸商工会議所では一九四九年九月に民間案として①新たに営利を目的としない独立の公法人を設置する、②その意思を決定し執行する委員会は、その過半数を占めるべき港湾利用者の代表および学識経験者と県、市の代表者によって構成する、③委員の人選は県・市の長と民間業者の代表としての商工会議所会頭との協議によって決定する、④委員会の経費は国と地方公共団体から支給される分以外は独立採算制とする、⑤事務局は簡素で強力なものとするという案であった⁽³⁸⁾。

県と市の対立は予想以上に深刻であったため、調整は難航したが、結局一九五一年四月一日から、神戸市が港湾管理者となった。神戸市は、神戸商工会議所案の精神をとり入れ、市の港湾局とは別に民間人からなる神戸港湾審議会を設置したのである⁽³⁹⁾。このように神戸の経済復興においても商工会議所は県と市の仲介役として大きな

役割を果たすことになった。

次に横浜と比較されるものに自由港設置問題がある。横浜と同様、大正時代の不況対策として生まれた自由港区設置については、横浜よりやや遅れて、一九四九年七月に神戸自由貿易地帯設置促進委員会を設置した。同委員会とともに神戸商工会議所並びに神戸貿易協会は共同して神戸港自由港区の設置をめざして政府や各方面に陳情した。この運動の中心になって動いたのは宮崎彦一郎会頭であった。横浜とは異なり神戸では、公職追放の結果、宮崎が商工会議所と貿易協会の二つの会頭を兼務することになった。⁽⁴⁰⁾

自由港設置については、先にふれたように横浜以外に名古屋、大阪、門司、佐世保などの諸港でも積極的な陳情活動が行なわれ、実現するかと思われたが、政府が港湾法制定をめぐる論議に関心を移したことから、朝鮮戦争勃発のため特需景気による輸出が急増したことなどが重なり、幼の運動に終わってしまったのである。

四 おわりに

本稿では、神戸経済界の動向と比較しながら、地方ページが横浜経済界の指導者交代に及ぼした影響や戦後経済復興に与えた影響を考察してきた。その結果、次の二点が明らかになったと思われる。

第一に、横浜経済界は地方ページによって平沼亮三と原良三郎という商工会議所の会頭、副会頭を交代させられたが、平沼は横浜市復興会会長、また原は横浜貿易会会長として民間団体の長として、横浜の戦後経済復興に関わり、商工会議所の自由港区設置に対する陳情活動などを始めとして側面から支えていた。さらに追放解除後、八〇才の高齢の野村洋三に代り、会頭に復帰した平沼は、横浜市長に当選し、後継の原会頭とともに戦後復興を手がけることになる。したがって、地方ページが横浜経済界の指導者交代に実質的にはどの程度影響を与えたか

については、より多くのケースを調べないと確定できないのである。追放中の平沼については、GHQの監視が厳しく思うように動けなかったという指摘もあるが、自由港設置問題への対応から明らかになったように、平沼はかなり活動している。今後関係者へのヒアリング調査などを行ない、その実態を解明していく必要があると思われる。

第二に、横浜経済界が戦後経済復興のために、GHQによる接收解除や自由港区設置に熱心であった背景には、神戸に対するライバル意識とともに、内山岩太郎が貿易再開にあたり、「横浜は東京に喰われてしまう」と指摘したように、横浜港が全国的な港湾業において地盤低下に直面し、横浜経済界の危機感が高まっていたことも明らかになった。

こうした横浜の動きを神戸経済界はどのように見ていたのであろうか。この点については、ヒアリング調査を行っているが、現在のところ明確にはなっていない。ただし、横浜港関係者、商工会議所首脳がひんばんに神戸を訪問し、復興計画や貿易博覧会の状況を視察し、神戸側と意見交換を行っていたという⁽¹³⁾。この点についても今後の研究課題としたい。

(1) 公職追放に関する本格的な研究書としては、増田弘『公職追放——三大政治パージの研究』（東京大学出版会、一九九六年）があり、序章で公職追放の概要並びに公職追放研究の現状について詳細な説明がある。

(2) 増田弘「地方パージの実態——神奈川県・横浜市の事例研究」（『東洋英和女学院大学 人文・社会科学論集』第一一〇号、一九九七年三月）。

(3) 戦前、戦中、戦後の連続性についての議論は主に経済史の分野から起きてきている。例えば、野口悠紀雄『一九四〇年体制』（東洋経済新報社、一九九五年）、中村隆英『昭和史』I、II（東洋経済新報社、一九九二年）などがあ

- (4) 拙稿『公職追放と地方経済界——商工会議所会頭の交代を中心として——』（文部省科学研究費重点領域研究『戦後日本形成の基礎的研究』Occasional Paper No. 35）一九九五年三月。
- (5) 地方経済界では、農村、漁村等における農業協同組合、漁業協同組合等、各種の組合組織も重要な活動を行なっているが、拙稿では地方都市に限定した。
- (6) 名望家の定義は難しいが、商工会議所会頭は、地方財界人の名譽職であるとともに、政官界にも影響力のある人物が選ばれている。
- (7) 前掲拙稿『公職追放と地方経済界』参照。
- (8) 総理庁官房監査課編『公職追放に関する党書該当者名簿』（日比谷政経会、一九四八年）参照。
- (9) 原 義夫編『横浜商工会議所八十年史』（一九六〇年）並びに『横浜商工会議所百年史』（一九八一年）参照。平沼については、平沼亮三『スポーツ生活六十年』（慶応出版社、一九四三年）、松本興『聖火をかかえて——スポーツ市長・平沼亮三伝』（聖火をかかえて刊行会、一九六三年）が参考になる。原良三郎は、一八九六（明治二九）年神奈川県生まれで、早稲田大学とコロンビア大学を卒業し、原株式会社オーナー社長となる。平沼が横浜市長に当選後、会議所会頭に就任。横浜瓦斯会長、京浜不動産・ホテルニューグランドなどの取締役を兼任した。
- (10) 『神戸商工会議所百年史』（一九八二年）参照。
- (11) 長田五郎『横浜政治経済日誌』（以下「横浜政経日誌」と略す）（横浜市立大学経済研究所『戦後横浜経済十年史』一九五七年）、一六四～五頁。占領期における横浜市関連の政治・経済動向全体については、横浜市総務局市史編集室編『横浜市史Ⅱ 資料編Ⅰ 連合軍の横浜市占領』（横浜市、一九八九年）所収の終戦連絡横浜事務局（後に連絡調整横浜事務局）『執務報告書』が詳しい。
- (12) 「横浜政経日誌」一七四頁。
- (13) 同右、一九五頁。
- (14) 『横浜商工会議所八十年史』、一一八頁。
- (15) 敗戦から占領期の横浜の表情やその雰囲気については、横浜市・横浜の空襲を記録する会編『横浜の空襲と戦災 5——接収・復興編』（横浜市、一九七七年）や神奈川新聞編集局編『この十年——汚辱と解放の歴史』（神奈川新聞社、一九五五年）などが参考になる。

- (16) 『横濱商工会議所八十年史』 一一〇頁。
- (17) 同右。
- (18) 同右、一二二頁。
- (19) 同右。
- (20) 『横濱政経日誌』、一九九頁。野村については、白土秀次『野村洋三伝』（野村光正、一九六二年）参照。
- (21) 同右、二〇〇頁。平沼については、松本興前掲書、七九―八〇頁。
- (22) 『横濱商工会議所八十年史』 一一二―一二頁。
- (23) 『横濱商業会議所月報』 一九一五年参照。またパナマ運河開通のもたらす影響については、拙著『財界ネットワ
ークと日米外交』（山川出版社一九九七年）II、3、4を参照されたい。
- (24) 『横濱商工会議所八十年史』 一二二頁。なお自由港についての横濱経済界の考えについては、当時の横濱商工会
議所専務理事、今井仙治の『自由港問題について』（『横濱商工時報』第10号、一九四九年九月二十九日、一頁）参照。
- (25) 『横濱政経日誌』 一二三頁。
- (26) 同右、一二〇―一頁。
- (27) 『横濱商工会議所八十年史』、一二三―四頁。
- (28) 同右、一二四頁。
- (29) 『横濱政経日誌』、一二五三頁。二六五―六頁。また横濱貿易協会については、『横濱貿易——社団法人横濱貿易協
会八十周年特集号』（第四〇巻四号、一九八五年一月）参照。
- (30) 同右、一二二頁。
- (31) 『大阪商工会議所百年史』 一九七九年、六二三―六二五頁。
- (32) 『横濱商工会議所八十年史』 一四七―八頁。
- (33) 同右、一四七―八頁。
- (34) 『横濱商工会議所八十年史』 一四八頁。
- (35) 同右、一四九頁。
- (36) 同右、一四九―一五〇頁。

- (37) 『横浜商工時報』第二四号、(一九五一年二月二〇日) 参照。
- (38) 『神戸商工会議所百年史』、四〇〇頁。
- (39) 同右、四〇一頁。
- (40) 『神戸貿易協会史——神戸貿易百年のあゆみ』(一九六八年) 参照。
- (41) 松本興、前掲書の他に『横浜商工会議所百年史』五六一頁。
- (42) 一九四七年六月五日「内山岩太郎日記」(『横浜市史II』資料編三 占領期の地方行政、一九九三年)、六六頁。
- (43) 例えば一九五〇年四月に横浜商工会議所と貿易協会は神戸で開催された全国貿易大会に参加している。一九九六年三月一日、藤井繁太(神戸商工会議所常勤参与)氏へのヒアリング。

〔付記〕 本稿作成にあたっては、資料閲覧やヒアリングにおいて、藤井繁太(神戸商工会議所常勤参与)氏、横浜商工会議所商工図書館の山田みさ子さんにお世話になった。また、文部省科学研究費・重点領域研究「戦後日本形成の基礎的研究」一九九二〜九四年度、同一般(基盤)研究B「公職追放の政治的、経済的、地域的研究」一九九五〜九七年度及び横浜市地域研究費補助金、一九九四〜九五年度からご支援いただいた。